



# 建荷協長野県支部通信

第1巻第5号

発行日 平成26年4月3日

## 1 常任役員会、理事会開催される

**2月20日**、サンパルテ山王において常任役員会が開催されました。冒頭、遠藤支部長から、全国支部長会議で公益法人としてふさわしい業務運営が強調され、当支部もそのことを十分考慮しつつ業務運営を行っていく必要があることを述べられた後、議事に入りました。

議事においては、平成25年度の事業進捗について、研修関係、支部の現況及び頒布、予算執行の1月末現在の状況が事務局から説明されました。

次いで、地域協議会について、本年度行った巡回指導の結果報告と1月30日の地域協議会会長会議で概ね了承された地域協議会設置要綱の改定案の報告が行われました。要綱改定案については、役員から監査説明性をさらに明確にする等の指摘がなされ、修正のうえ提案することとなりました。

また、本部長表彰候補については推薦者全員が了承されていることが報告され、今後当支部の表彰規程についても

整備していくことが確認されました。

**3月14日には**、ホテルメロポリタン長野において、**理事会**が開催されました。遠藤支部長のあいさつ後議事に入り、まず、平成25年度の事業進捗状況(研修、頒布、予算執行)が2月末現在で報告され、長野県支部通信の発行と支部ホームページの開設についても報告されました。そして、地域協議会について、常任役員会での指摘により修正した地域協議会設置要綱改定案が報告されました。

次に、平成26年度の事業・研修予定について提案があり、従来の研修を踏襲しつつ、解体機追加規制実務研修は行わないこと、リスクアセスメントセミナーを行うことが説明されました。また、改定地域協議会設置要綱に基づく地域協議会の運営、支部表彰規程の整備等諸規定の整備を行っていくことについて説明が行われました。

以上の報告、説明について承認され、閉会しました。

## 2 車両系木材伐出機械に係る規則改正

最近、林業現場に導入が進んでいる林業機械に係る労働安全衛生規則改正が行われます。動力を用い、不特定の場所に自走できる林業機械の機能の多様化、高度化による林業作業の危険に対し、労働災害を防止するため規制が行われるものです。

改正の内容は、①機械・装置による作業での危険防止と②機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施

の二つからなっています。

施行日は、①は平成26年6月1日、②は平成26年12月1日にそれぞれ施行されます。

ハーベスタ、プロセッサ、木材グラブ機といった機械はベースマシンが車両系建設機械であることが多く、例えば解体用つかみ具をアタッチメントとして装着すれば**特定自主検査の対象**となりますが、林業グラブを装着して車両系木



アタッチメントを解体用つかみ具、林業グラブと付替えて両方使用する場合は車両系建設機械として**特定自主検査**が必要となります

### 目次：

常任役員会、理事会開催される	1
車両系木材伐出機械に係る規則改正	2
特定自主検査実施報告書の提出について	3
労働保険年度更新手続きについて	4
特定自主検査記録表表記の変更について	5
事務局だより	6

### ハイライト：

- 平成26年度長野県支部総会を、5月21日(水)午前11時から、ホテル国際21において開催します。
- 高所作業車検査業検査者資格取得研修申込を受け付けています。
- クレーン機能付車両系建設機械安全教育の申込みもまもなく開始します。

材伐出機械として**専用**に使用する場合は、年次及び月次の**定期自主検査が努力義務**になります。アタッチメントを交換して**両方**使うようであれば、車両系建設機械として**特定自主検査が必要**となります。



2月26日、解体用機械追加規制実務研修がキッセイ文化ホールにて52名の参加をもって行われました。この研修をもって解体用機械追加規制の実務研修は終了しました。

備えていたことしか、役には立たなかった。  
備えていただけでは、十分ではなかった。

**Q:**クローラ式の移動式クレーン（5t未満）に排土板が付いたものがある。運転するには移動式クレーンの免許があればよいと思うが、排土板が付いていることから車両系建設機械の運転資格が必要か？また、車両系建設機械の特定自主検査は必要か？

**A:**排土板がどのような目的で取り付けられているかです。この場合、排土板は異物を排除し（地盤を削らす）移動式クレーン自らの足場を整える目的で取り付けられているものであり、整地の目的ではありません。それを整地の作業に使用すると用途外使用になります。

したがって、この場合には車両系建設機械の運転資格は必要ありませんし、特定自主検査も必要ありません。

ただし、ユーザーには排土板取付けの目的をよく説明し、用途外使用にならないように教示する必要があります。

### 3 特定自主検査実施報告書の提出について

検査業者は、労働安全衛生法及び登録省令第19条の21(定期報告)の規定に基づき、4月1日から翌年の3月31日までの間に行った特定自主検査の状況について、その年の**4月30日までに特定自主検査実施報告書**を所轄都道府県労働局長に提出しなければならないことになっています。

検査業者の皆様にはすでに当支部から案内を差し上げていますが、期限内にご提出いただきますようお願いいたします。

報告書の所定様式は当支部のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

### 4 労働保険年度更新の手続きについて

労働者を使用するときは、労災や雇用に対する補償のために労働保険の手続きをしなければならないことが法律で義務付けられています。

ることになっています。これを、「**年度更新**」といい、毎年**6月1日**から**7月10日**までの間にこの手続きを行います。

労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し翌年度の当初に確定申告の上精算することになっており、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付す

平成26年度の社会保険事務・労働保険年度更新事務の説明会についてのご案内（別添）が長野労働局からきておりますのでご参照の上、所定期間内での手続きをお願いします。

### 5 特定自主検査記録表表記の変更について

従来、交換の「×」記号はアッセンブリー交換のみに使用し、分解を伴う内部部品の交換は補修の「△」記号としてきました。

このことに関し、検査業者より修正意見が寄せられ、建荷協

本部の記録表分科会で検討した結果、新たに**分解交換**の「⊗」記号を導入することとなりました。

会員の皆様にはすでにお知らせしてありますが、ご了解願います。お知らせの内容は当支部ホームページにもありますのでご参照ください。

### 6 事務局だより

「備えていたことしか、役には立たなかった。備えていただけでは、十分ではなかった。」・・・これは『災害初動期指揮心得』という書物の巻頭に記されている言葉です。国土交通省東北地方整備局が2011年3月11日に発生した東日本大震災に対処した経験を、初動対応を中心に整理したレポートです。

編集方針は、1. 大震災を経験した者にしかわからない「経験知」を、関係者共有のものとする、2. シナリオのない、最もシビアな決断を迫られる最初の1週間を乗り切るための指針となること、3. 想定される大規模災害に対して、地方整備局の各クラス指揮官が心得ておくべき指針となること、です。

「平時にあつては、主としてボトムアップを基本とする意思決定によって運営されているが、有事にあつては、そのシステムを一瞬にして切り替えて、指揮官の決断によって行われねばならない。ただし、決断と独断専行は全く別の・・・」

「・・・防災課長の褒められるべきは機転ではなく、災害がなければ誰にも知られることすらなかった、長年にわたる「備え」の努力だと思えます。過去の災害を研究し、考案し、訓練したことだけしか、実際の役には立ちませんでした。・・・」

特に印象に残った部分を抜書きしてみました。この貴重な教訓を応用できる人の存在が究極の「備え」であるという結論に全く同感です。

事業主の皆様へ

## 長野労働局

(長野社会保険・労働保険徴収事務連絡協議会)

社会保険事務・労働保険年度更新事務説明会の  
開催について

例年、県内各地域で年金事務所と労働基準監督署の合同で開催しておりました「社会保険事務・労働保険年度更新事務説明会」について、平成26年度から下記のとおり、長野・松本の2会場のみの開催となります。

それ以外の地域におきましては、各年金事務所による「社会保険に係る事務説明会」を開催し、労働保険年度更新事務等については、その会場で労働基準監督署職員が説明することとしております。

皆様には、ご理解とご協力をいただきたくご案内申し上げます。

## 平成26年度 社会保険事務・労働保険年度更新事務説明会日程

	日 時	場 所	備 考
長野会場	平成26年6月20日(金) 午前10時00分～ 午後1時30分～	ホクト文化ホール (長野県県民文化会館) 中ホール 長野市若里1-1-3	説明会はおよそ2時間です。 年金事務所から約1時間、その後 労働基準監督署から約1時間の 説明となります。
松本会場	平成26年6月20日(金) 午後1時30分～	キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館) 大ホール 松本市水汲69-2	説明会はおよそ2時間です。 年金事務所から約1時間、その後 労働基準監督署から約1時間の 説明となります。

※社会保険に係る説明会の開催日程は、裏面に掲載してあります。

# 平成26年度 社会保険事務説明会日程

年金事務所	開催日時 (開催時間は予定であり、変更もある)		会場	所在地
	開催日	開催時間		
長野南	6月17日 (火)	午後 1時30分	千曲市更埴文化会館 (あんずホール)	千曲市杭瀬下1丁目64番地
長野北	6月19日 (木)	午前10時00分	長野市東部文化ホール	長野市小島804-5
		午後 1時30分		
岡谷	6月19日 (木)	午後 1時30分	諏訪市文化センター	諏訪市湖岸通り5-12-18
伊那	6月18日 (水)	午後 1時30分	長野県伊那文化会館 (小ホール)	伊那市西町5776
飯田	6月19日 (木)	午前10時00分	飯田市文化会館	飯田市高羽町5-5-1
	6月19日 (木)	午後 1時30分		
松本	6月18日 (水)	午後 1時30分	木曾文化公園 (文化ホール)	木曾町日義4898-37
	6月19日 (木)	午後 1時30分	大町市文化会館 (大ホール)	大町市大町1601-2
小諸	6月25日 (水)	午前10時00分	上田市丸子文化会館 (セレスホール)	上田市上丸子1488
		午後 1時30分		
	6月19日 (木)	午前10時00分	小諸市文化センター	小諸市甲1275番地2
		午後 1時30分		

※ 合同開催の説明会（長野会場：ホクト文化ホール）及び（松本会場：キッセイ文化ホール）については、表面に記載してあります。

— 問い合わせ先 —

長野労働局総務部労働保険徴収室  
電話 026(223)0552  
または、最寄りの年金事務所へ